

2. 韓国

(1) 消費者政策体制等に関する基本的事項

ア. 全般

(ア) 消費者行政に関する関係級及び事務レベルの調整機関の有無・名称

韓国の消費者政策体制は2006年9月の消費者基本法の大幅な改正、2008年2月の政府組織の改編、2017年10月の消費者基本法の改正に基づいている¹⁴⁸⁰。

2006年9月、「消費者基本法」の大改正は既存の消費者保護中心の政策から消費者主権実現政策へのパラダイムシフトのきっかけとなった。法律名も「消費者保護法」から「消費者基本法」へ改称され、中長期消費者政策の樹立、消費者安全・教育の強化などをして消費者権益を増進することによって消費者の主権を強化した。また市場環境の変化に合わせて2007年3月に「韓国消費者保護院 (Korea Consumer Protection Board)」は、「韓国消費者院 (Korea Consumer Agency)」と名称が変わり、財政經濟部 (現・企画財政部) の所属から公正取引委員会 (Korea Fair Trade Commission) の所属に移管された¹⁴⁸¹。

そして2008年2月の政府組織の改編により、財政經濟部 (現・企画財政部) が所管していた消費者政策委員会 (Consumer Policy Committee) の運営権限と消費者基本法・製造物責任法・消費者生活協同組合法を公正取引委員会に移管して消費者政策体制を公正取引委員会に一元化した¹⁴⁸²。公正取引委員会は、体系的で一貫性のある消費者政策を推進するために「消費者政策に関する基本計画」を3年ごとに策定しており、これは消費者政策の審議機関である消費者政策委員会の審議を受けて、最終的に確定される。そして、各中央行政機関 (企画財政部、環境部、農林畜産食品部など) 及び広域自治体は所管している各法律と分野に基づいて消費者政策を遂行し、公正取引委員会は各中央行政機関及び広域自治体の消費者政策を統合・調整する役割を果たしている¹⁴⁸³。

また2017年10月、消費者基本法の改正により、消費者政策委員会の所属は公正取引委員会から国務総理へと変わった。これによって消費者政策委員会の政

(URLは全て、2022年3月25日最終確認)

¹⁴⁸⁰ Sung-Yong PARK 2021/3 『消費者政策推進体系に関する研究』 『法と政策研究』 第211輯第1号 p235~268

<https://www.kci.go.kr/kciportal/ci/sereArticleSearch/ciSereArtiView.kci?sereArticleSearchBean.artiId=ART002705354> (2021年12月23日確認)

¹⁴⁸¹ ・韓国消費者院 2017/7 『消費者政策 I 過去、現在及び未来』

<https://www.kca.go.kr/home/sub.do?menukey=6101> (2021年12月23日確認)

・公正取引委員会 (Korea Fair Trade Commission) <https://www.ftc.go.kr/www/contents.do?key=115> (2021年12月23日確認)

¹⁴⁸² 韓国消費者院 2017/7 『消費者政策 I 過去、現在及び未来』

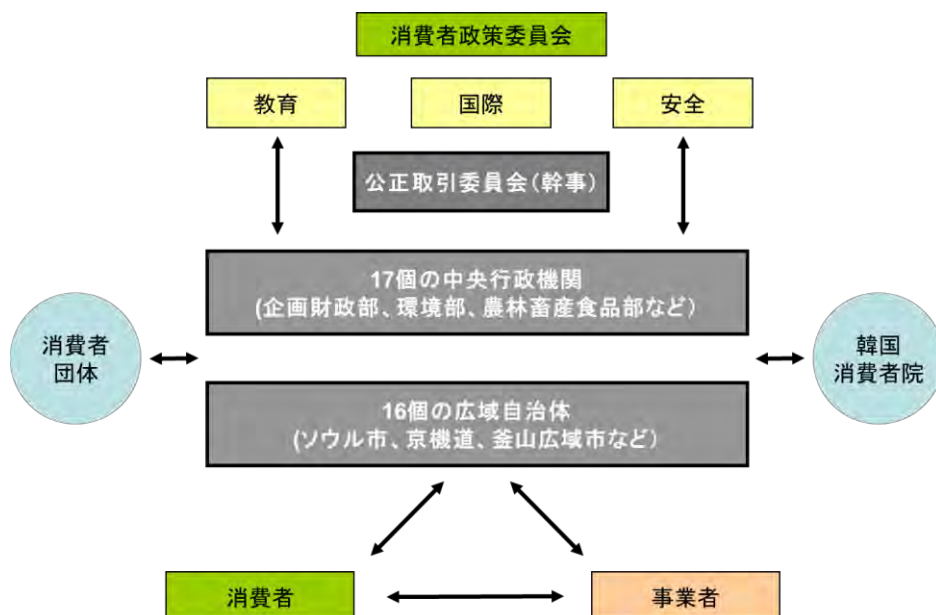
<https://www.kca.go.kr/home/sub.do?menukey=6101> (2021年12月23日確認)

¹⁴⁸³ 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=113217#0000> (2021年12月23日確認)

府委員長も公正取引委員長から国務総理に変更された。そして消費者政策委員会の機能を強化するために民間委員の比率を 2/3 に拡大し、政府委員は 17 名から 9 名に人数を減らした¹⁴⁸⁴。

したがって、韓国の消費者政策体制をみると、国レベルでは消費者政策の主務官庁である「公正取引委員会」、消費者政策の審議・議決機構である「消費者政策委員会」、その他の所管法律と分野に対する消費者政策を推進する「中央行政機関」と、公正取引委員会の傘下で消費者政策を総合的に推進している「韓国消費者院」がある。そして地方レベルでは地方消費者行政の推進と関連する「広域自治体（消費生活センター）」と「韓国消費者院の地方支分部局」がある。

図1 韓国の消費者政策推進体系



出典：消費者政策委員会ホームページ¹⁴⁸⁵

(イ) 政府機構内における消費者当局の位置づけ¹⁴⁸⁶

韓国の消費者当局の位置づけは消費者基本法第4章（消費者政策の推進体系）で具体的に規定している。

消費者の権益増進及び消費生活の向上に関する基本的な政策を総合・調整し、審議・議決するため、国務総理の傘下に消費者政策委員会を置き（消費者基本法

¹⁴⁸⁴ 公正取引委員会（Korea Fair Trade Commission）

https://www.ftc.go.kr/www/FtcNewsView.do?key=6&news_lg_div_gb=1&newstype=2&news_no=3672（2021年12月23日確認）

¹⁴⁸⁵ 消費者政策委員会 <https://www.consumer.go.kr/ccp/subIndex/23.do>（2021年12月23日確認）

¹⁴⁸⁶ 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=113217#0000>（2021年12月23日確認）

第 23 条)、公正取引委員会に消費者政策委員会の事務を処理するための事務局を置いている(消費者基本法第 24 条第 7 項)。

公正取引委員会は消費者政策委員会の審議・議決を経て消費者政策に関する「基本計画」を 3 年ごとに樹立し(消費者基本法第 21 条)、この「基本計画」によって各中央行政機関の長は、所管業務に関して次年度の消費者政策に関する「中央行政機関別施行計画」を毎年 10 月 31 日までに樹立する(消費者基本法第 22 条)。そしてこれらの「基本計画」と「中央行政機関別施行計画」によって市・道の長は、消費者政策に関する次年度の「市・道別施行計画」を毎年 11 月 30 日までに樹立し(消費者基本法第 22 条第 2 項)、公正取引委員会はこれらの「中央行政機関別施行計画」と「市・道別施行計画」を取集・調整し、消費者政策委員会の審議・議決を経て「総合施行計画」を毎年 12 月 31 日までに樹立する(消費者基本法第 22 条第 3 項)。各中央行政機関の長と市・道の長は実効性のある「総合施行計画」となるように毎年所要費用に関する予算編成などの必要な財政措置を講じるべきである(消費者基本法第 22 条第 4 項)。

このように各中央行政機関及び市・道は各自が所管している法律によって関連品目や業種に対する消費者政策を施行しており、公正取引委員会はこれらの消費者政策を統合・調整する役割を果たしている。

そして消費者権益の増進施策の効果的な推進のため、韓国消費者院が設立され(消費者基本法第 33 条(設立))、韓国消費者院は公正取引委員会の承認を得て必要な地域に支部を設置している(消費者基本法第 33 条第 3 項)。

イ. 各組織の概要

(ア) 消費者政策委員会¹⁴⁸⁷

消費者政策委員会は、消費者の権益増進及び消費生活の向上に関する基本的な政策を総合・調整し、審議・議決するために設置された機関であり、国務総理の下に所属している(消費者基本法第 23 条)。

消費者政策委員会は委員長 2 名(国務総理、民間委員長)を含めて 25 名(消費者基本法第 24 条第 1 項)の委員となっており、関係中央行政機関の長、韓国消費者院の長などの当然職¹⁴⁸⁸委員 10 名、消費者代表や経済界代表などの委嘱職¹⁴⁸⁹委員 15 名で構成されている。委員長は国務総理と消費者問題についての学識及び経験が豊富な民間人の中で大統領が委嘱している者である(消費者基本法

¹⁴⁸⁷ 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=113217#0000> (2021年12月23日確認)

¹⁴⁸⁸ ある職位に就任した者(ここでは関係中央行政機関の長、韓国消費者院の長など)が当然に就任する他の職位(ここでは消費者政策委員会の委員)。

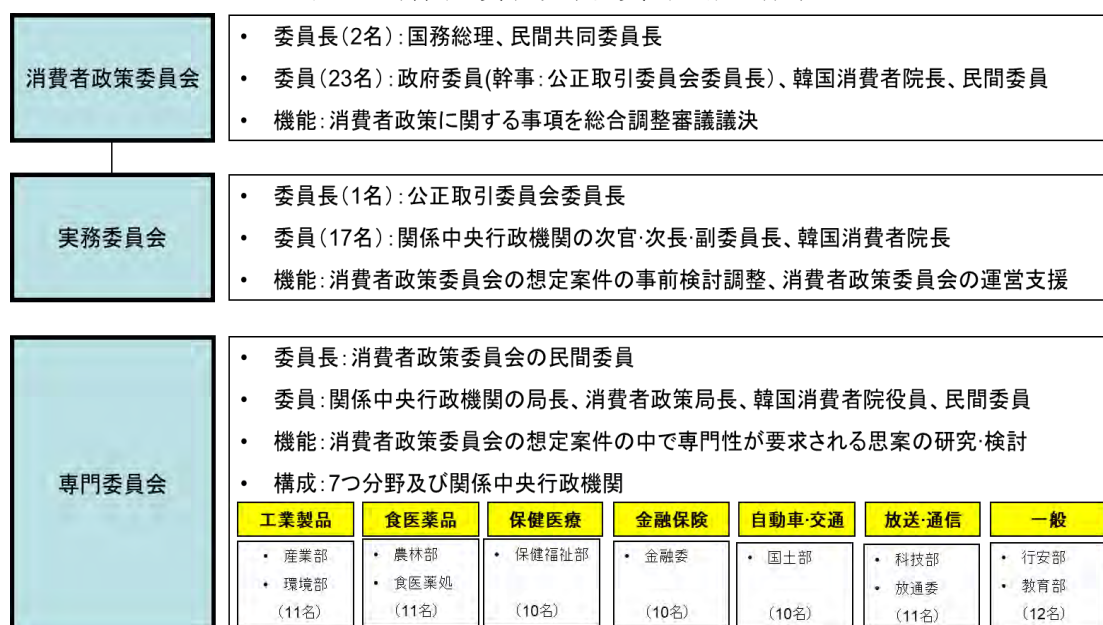
¹⁴⁸⁹ 委嘱により就任する職位。ここでは公正取引委員会委員長が委嘱職委員を委嘱する。

第 24 条第 2 項及び第 3 項)。委嘱委員長及び委嘱委員の任期は 3 年となっている（消費者基本法第 24 条第 4 項）。

消費者政策委員会には、消費者政策の実務的な検討及び調整のための実務委員会と、専門性が必要な事項に対する研究及び検討のための専門委員会が別に設けられている。

2021 年予算は 5,800 万ウォンである¹⁴⁹⁰。

図 2 韓国消費者政策委員会の推進体系



出典：消費者政策委員会ホームページ¹⁴⁹¹

(イ) 公正取引委員会¹⁴⁹²

公正取引委員会は国務総理の下に所属している中央行政機関（合議制準司法機関）であり、独占及び不公正取引に関する事項を審議及び議決するために設立された。競争政策及び消費者政策を樹立・運営し、関連事件を審決・処理する役割を担当している。その傘下機関として、韓国消費者院と韓国公正取引調整院（Korea Fair Trade Mediation Agency（KOFAIR））がある。

公正取引委員会の委員は委員長 1 名と副委員長 1 名を含めて 9 名となっており、そのうち 4 名は非常任委員である（公正取引委員会とその所属機関の職制第

¹⁴⁹⁰ 行政安全部（Ministry of the Interior and Safety）2021/8 2021 『年行政機関委員会現況』
https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do;jsessionid=8-gLkUZtuqE6Xt0nHWx7BOse.node30?bbsId=BBSMSTR_000000000012&nttId=87194（2021年12月23日確認）

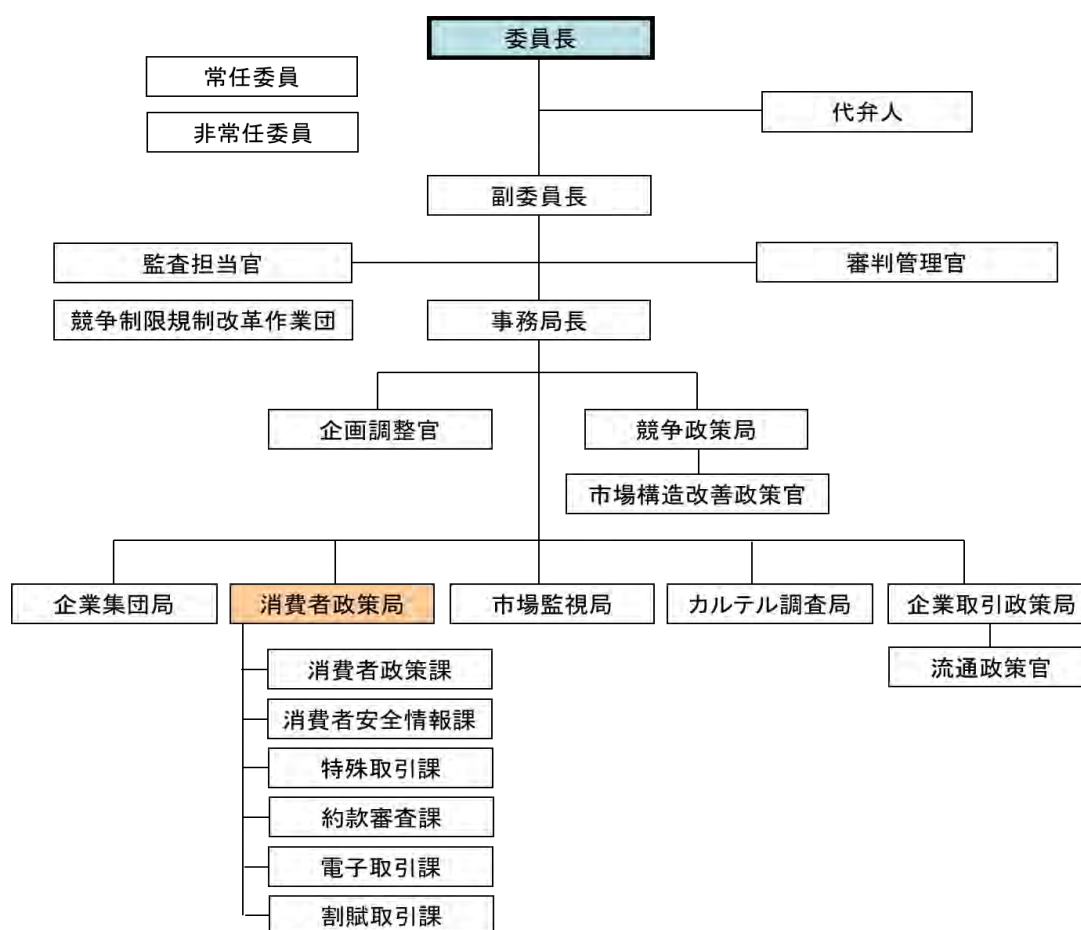
¹⁴⁹¹ 消費者政策委員会 <https://www.consumer.go.kr/ccp/subIndex/23.do>（2021年12月23日確認）

¹⁴⁹² 公正取引委員会（Korea Fair Trade Commission）<https://www.ftc.go.kr/www/index.do6>（2021年12月23日確認）

4条第1項)。委員長と副委員長は国務総理が要請して大統領が任命する特別職であり、それぞれ長官級と次官級である。任期は3年であり1回に限って再任することができる。

公正取引委員会は、「消費者政策に関する基本計画」を3年ごとに樹立しなければならないほか（消費者基本法第21条第1項）、消費者利益の増進及び消費者政策委員会の運営に必要な場合は、他中央行政機関及び地方自治体の長に対し、委員長が意見と情報の提出を要請することができる（消費者基本法第26条第2項）。

図3 公正取引委員会の組織図



出典：公正取引委員会ホームページ¹⁴⁹³

消費者に関する公正取引委員会の主な業務内容は次のとおりである。

- ・ 消費者政策の樹立、総括及び調整

¹⁴⁹³ 公正取引委員会（Korea Fair Trade Commission）<https://www.ftc.go.kr/www/contents.do?key=347>（2021年12月23日確認）

- ・ 消費者基本法の運用
- ・ 消費者政策委員会・実務委員会及び専門委員会の運営
- ・ 消費者政策基本計画と施行計画の樹立
- ・ 消費者政策分野の国際協力
- ・ 消費者団体の登録と支援
- ・ 地域消費者施策に関する基本計画の樹立及び施行
- ・ 消費者生活協同組合法の運用
- ・ 消費者安全に関する施策の樹立及び施行
- ・ 製造物責任法など消費者安全関連法令や制度の運営
- ・ 消費者教育に関する施策の樹立及び施行
- ・ 消費者教育プログラムとコンテンツの開発と普及
- ・ 表示・広告分野の消費者保護施策の樹立及び施行
- ・ 表示・広告法の運用
- ・ 重要情報告示制度の樹立及び施行
- ・ 消費者安全専門委員会及び教育専門委員会の運営
- ・ 表示広告審査諮問委員会の運営
- ・ 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、継続的取引及び事業勧誘取引分野の消費者保護施策の樹立及び施行
- ・ 特殊販売分野の事業者の評価・認証に関する施策の樹立・施行及び共済組合の業務に対する管理及び監督
- ・ 特殊分野の消費者被害紛争調整に関する施策の樹立及び施行
- ・ 特殊分野の消費者被害事例の教育及び広報
- ・ 訪問販売法の運用
- ・ 不公正約款の規制に関する基本政策の樹立
- ・ 約款規正法の運用
- ・ 約款審査諮問委員会の運営
- ・ 標準約款に対する審査と普及
- ・ 電子商取引・通信販売分野の消費者保護施策の樹立及び施行
- ・ 電子商取引関連事業者と消費者間の決済の信頼性の確保と通信販売分野の健全な発展のための施策の樹立及び施行
- ・ 電子商取引消費者保護法などの運用
- ・ 電子商取引消費者保護法など違反事項の調査、是正措置、課徴金の賦課及び移行の確認
- ・ 電子商取引・通信販売分野の消費者被害事例に関する教育及び広報
- ・ 割賦取引及び前払式割賦取引に関する消費者保護施策の樹立及び施行
- ・ 「割賦取引に関する法律」の違反事項の調査、是正措置、課徴金の賦課及び

移行の確認

- ・ 前払式割賦取引業者に対する情報の公開
- ・ 前払式割賦取引業者の共済組合に関する施策の樹立及び施行
- ・ 割賦取引及び前払式割賦取引に関する消費者被害事例の教育及び広報
- ・ 「割賦取引に関する法律」の運用

公正取引委員会は6局4官1代弁人の組織体制で運営されており（2021年12月現在）、全職員数は489名である（2021年2月現在）。6局のうちの1つが消費者政策局として消費者業務を総括している。またその中には消費者政策課、消費者安全情報課、特殊取引課、約款審査課及び電子取引課、消費者総合支援チームがある。さらに、5つの地方事務所（ソウル、釜山、光州、大田、大邱）を運営している。

2020年の事業費は791億6,200万ウォンであり、そのうち消費者政策の関連予算は549億1,000万ウォンで69.4%に当たる¹⁴⁹⁴。

(ウ) 韓国消費者院¹⁴⁹⁵

韓国消費者院は1987年7月に消費者保護法により韓国消費者保護院として設立され、2007年3月に消費者基本法第33条により韓国消費者院に名称が変更された。韓国消費者院は消費者の権益を増進し、消費生活の向上を図って国民経済の発展に貢献することを目的に設立された公正取引委員会の傘下機関である。

韓国消費者院の役員は院長1名、副院長1名及び消費者安全センターの所長1名を含めて10名以内の理事と監査1名となっている（消費者基本法第38条第1項）。院長、副院長、所長及び大統領令で定まる理事は常任であり、その他の役員は非常任である（消費者基本法第38条第2項）。院長は役員推薦委員会が複数で推薦した人の中で公正取引委員会の委員長の要請で大統領が任命する（消費者基本法第38条第3項）。院長の任期は3年であり、副院長、所長、理事及び監査は2年である（消費者基本法第38条第7項）。

韓国消費者院の業務（消費者基本法第35条第1項）は次のとおりである。

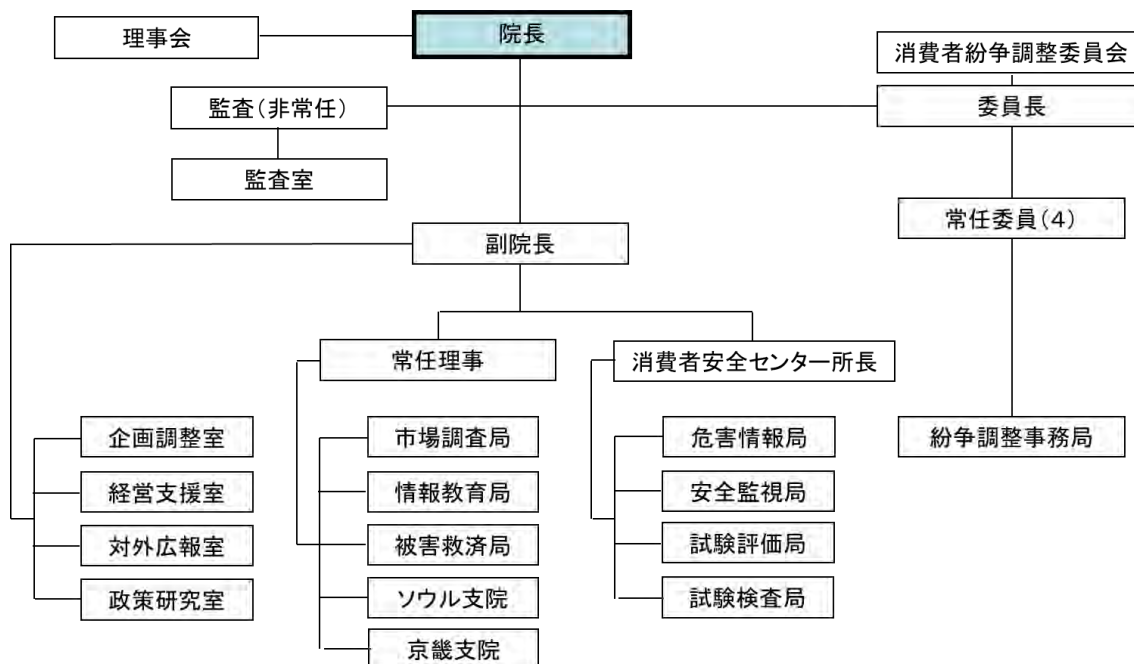
- ・ 消費者権益関連制度と政策の研究及び建議
- ・ 物品並びに用役の規格、品質及び安全性などに関する試験検査、取引条件及び方法に対する調査と分析
- ・ 消費者の権益増進と安全及び消費生活の向上のための情報の収集及び提供並びに国際協力

¹⁴⁹⁴ 公正取引委員会（Korea Fair Trade Commission）<https://www.ftc.go.kr/www/contents.do?key=2615>（2021年12月23日確認）

¹⁴⁹⁵ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）<https://www.kca.go.kr/kca/sub.do?menukey=5007>（2021年12月23日確認）

- ・消費者の権益増進と、安全及び能力開発に関連する教育、広報及び放送事業
- ・消費者の苦情処理及び被害救済
- ・消費者の権益増進及び消費生活の合理化のための総合的な調査研究
- ・国又は地方自治体が消費者の権益増進に関連して依頼した調査などの業務
- ・その他の消費者の権益増進及び発展に関する業務

図4 韓国消費者院の組織図



出典：韓国消費者院ホームページ¹⁴⁹⁶

韓国消費者院は5室7局の組織体制で運営されており（2021年12月現在）、職員数は546名である（2021年第3四半期現在）。7局のうち被害救済局が消費者相談の業務及び管理、8つの地方支院の運営及び管理などを担当している。

2020年予算は政府出捐金462億1,400万ウォン、固有事業による収入46億2,200万ウォンを含めた508億3,600万ウォンである¹⁴⁹⁷。

¹⁴⁹⁶ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）<https://www.kca.go.kr/kca/sub.do?menukey=5354>（2021年12月23日確認）

¹⁴⁹⁷ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）<http://www.alio.go.kr/popReportTerm.do?apbaId=C0218&reportFormRootNo=31401>（2021年12月23日確認）

ウ. 消費者政策に関連する法規等¹⁴⁹⁸

(ア) 消費者関連法規の所管状況¹⁴⁹⁹

公正取引委員会が所管する法律

- ・独占規制及び公正取引に関する法律（法律第 17290 号、2020/5/19）
- ・表示・広告の公正化に関する法律（法律第 15699 号、2018/6/12）
- ・割賦取引に関する法律（法律第 16180 号、2018/12/31）
- ・訪問販売などに関する法律（法律第 18112 号、2021/4/20）
- ・約款の規制に関する法律（法律第 15697 号、2018/6/12）
- ・電子商取引などでの消費者保護に関する法律（法律第 15698 号、2018/6/12）
- ・消費者基本法（法律第 17290 号、2020/5/19）
- ・製造物責任法（法律第 14764 号、2017/4/18）

公正取引委員会以外が所管する法律

- ・電気用品及び生活用品安全管理法（法律第 15338 号、2017/12/30、産業通商資源部）
- ・産業標準化法（法律第 18275 号、2021/6/15、産業通商資源部）
- ・薬剤師法（法律第 18307 号、2021/7/20、保健福祉部、食品医薬品安全処）
- ・食品衛生法（法律第 18363 号、2021/7/27、食品医薬品安全処）
- ・平生教育法（法律第 17954 号、2021/3/23、教育部）
- ・民法（法律第 17905 号、2021/1/26、法務部）

(イ) 審議・助言・監視をする機関の有無及び政策機関との関係¹⁵⁰⁰

上に述べたように国務総理の傘下にある消費者政策委員会が消費者の権益増進及び消費生活の向上に関する基本的な政策を総合・調整し、審議・議決している。

消費者政策委員会は公正取引委員会に事務局を置いており、公正取引委員会が3年ごとに樹立している消費者政策に関する「基本計画」を審議・議決している。これによって公正取引委員会は基本計画を変更することができる。

また消費者政策委員会は消費者の基本的な権利を制限するまたは制限するおそれがあると評価した法令・告示・例規・条例などについて、中央行政機関の長及び地方自治体の長に法令の改善などの必要な措置を勧告することができる。

¹⁴⁹⁸ 公正取引委員会（Korea Fair Trade Commission）<https://www.ftc.go.kr/www/contents.do?key=115>（2021年12月23日確認）

¹⁴⁹⁹ 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁰⁰ 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=113217#0000>（2021年12月23日確認）

(ウ) 関係行政機関との主な政策調整手段、関連法令等¹⁵⁰¹

消費者政策委員会の所属が国務総理の傘下になってから 8 回の会議が開かれた（2021 年 12 月現在）。会議は定期的に年 2 回開催されている¹⁵⁰²。

消費者政策委員会は次のようなことを総合・調整し、審議・議決している（消費者基本法第 25 条第 1 項）。

- ・基本計画及び総合施行計画の樹立・評価とその結果の公表
- ・消費者政策の総合的な推進及び調整に関すること
- ・消費者保護及び安全確保のために必要な措置に関すること
- ・消費者政策の評価及び制度の改善・勧告などに関すること
- ・そのほかに委員長が消費者の権益増進及び消費生活の向上のために討議に付すること

これ以外に次のような役割も規定している。

- ・消費者政策委員会は消費者の基本的な権利を制限するまたは制限するおそれがあると評価した法令・告示・例規・条例などについて中央行政機関の長及び地方自治体の長に法令の改善などの必要な措置を勧告することができる（消費者基本法第 25 条第 2 項）。
- ・この時、消費者政策委員会は法令の改善などの必要な措置を勧告する前に中央行政機関の長及び地方自治体の長に事前に意見を提出する機会を与えなければならない（消費者基本法第 25 条第 3 項）。
- ・中央行政機関の長及び地方自治体の長は勧告を受けてから 3 か月以内に必要な措置の移行計画を樹立して政策委員会に通知しなければならない（消費者基本法第 25 条第 4 項）。
- ・消費者政策委員会は通知された移行計画を検討してその結果を公表することができる（消費者基本法第 25 条第 5 項）。

また次のような場合、消費者政策委員会の委員長は緊急会議を開くことができる（消費者基本法第 25 条の 2 第 1 項）。

- ・事業者が供給する商品などにより消費者の生命または身体に大統領令に定める危害が発生するまたは発生するおそれがある場合。

¹⁵⁰¹ 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=113217#0000>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁰² 消費者政策委員会 <https://www.consumer.go.kr/ccp/user/ftc/ccp/confplan/30/selectConfList.do>（2021年12月27日確認）

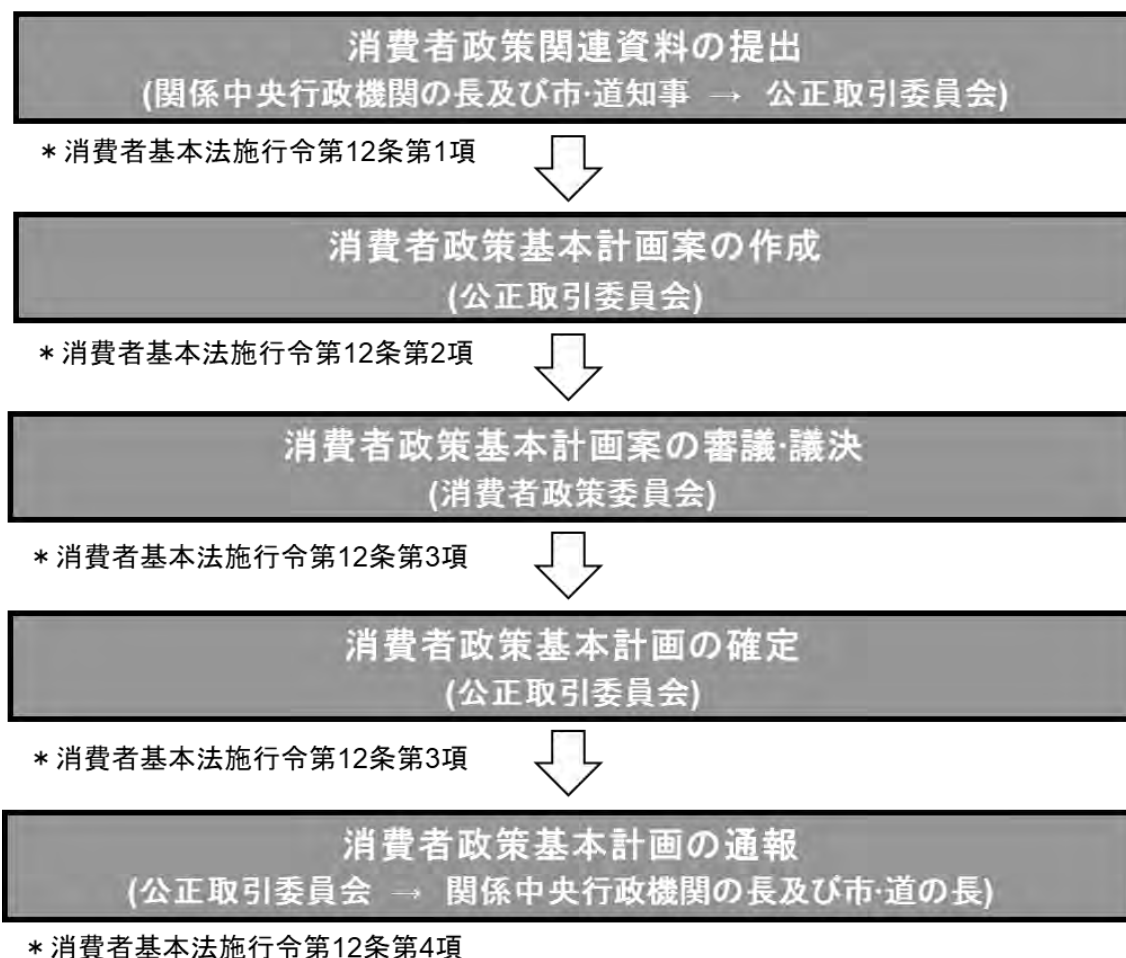
- ・危害の発生または拡散を防止するために複数の中央行政機関による総合的な対策を用意する必要がある場合。

エ 消費者政策に関連する基本計画等の概要¹⁵⁰³

消費者政策基本計画は消費者基本法により公正取引委員会が3年ごとに樹立している。公正取引委員会は2020年12月に2021年から2023年までの消費者政策方向を提示する「第5次消費者政策基本計画」を樹立及び発表した。

消費者政策基本計画は公正取引委員会が各中央行政機関などの意見収斂を通じて導いた課題に基づいて消費者政策基本計画案を作成し、消費者政策委員会の審議・議決を経て確定する。このような手続きを図で表すと次のようになる。

図5 韓国の消費者政策基本計画の樹立手続き



¹⁵⁰³ 公正取引委員会 (Korea Fair Trade Commission) 2021/1 『第5次消費者政策基本計画 (’21~’23年)』

https://www.ftc.go.kr/www/cop/bbs/selectBoardArticle.do?key=119&bbsId=BBSMSTR_000000002354&nttId=96803&bbsTyCode=BBST04 (2021年12月23日確認)

関係中央行政機関の長及び市・道の長は前年度の中央行政機関別施行計画や市・道別施行計画の推進実績を自ら評価し、その結果を毎年1月31日までに公正取引委員会に提出する（消費者基本法施行令第13条第2項）。そして公正取引委員会は提出された推進実績を総合して基本計画の成果を定期的に評価し（消費者基本法施行令第13条第3項）、その結果を消費者政策委員会に提示する。

オ 地方と中央の関係

（ア）地方における消費者行政の仕組み及び中央の消費者政策機関との関係¹⁵⁰⁵

地方自治団体の消費者保護条例の制定及び改定に対する法的根拠は1995年に改正された消費者基本法に基づいている。そして1999年に消費者基本法の改正により広域自治体は独自に消費者施策を樹立及び施行するようになった。また2001年には国家が地方消費者行政組織を支援する法的根拠を持つようになった。

地方における消費者行政の業務領域は大きく規制行政（特殊取引¹⁵⁰⁶、リコール、是正措置など）、支援行政（消費者への情報提供、消費者教育）、調整行政（消費者相談、被害救済、紛争調整）に区分される。地方における消費者相談の窓口である消費生活センターは2001年から2003年まで3年にわたって全国16の広域自治体に設立された。消費生活センターは消費者相談のための電話回線の運営、消費者教育講師の派遣、消費者団体協議会とセミナーなどを中心に地方消費者行政を行っている。

被害を受けた消費者が1372消費者相談センターに電話またはホームページなどを通して相談を申し込むと、10の消費者団体、韓国消費者院、16の地方自治体所属の相談員が解決方法を案内する¹⁵⁰⁷。

¹⁵⁰⁴ 公正取引委員会（Korea Fair Trade Commission）2021/1『第5次消費者政策基本計画（'21～'23年）』

https://www.ftc.go.kr/www/cop/bbs/selectBoardArticle.do?key=119&bbsId=BBSMSTR_000000002354&nttId=96803&bbsTyCode=BBST04（2021年12月23日確認）

¹⁵⁰⁵ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）2018/12『2018地域消費者行政分析及び課題研究』

<https://www.kca.go.kr/kca/sub.do?menukey=5354>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁰⁶ 連鎖販売取引、訪問販売、電話勧誘販売など、代金の支払方法や契約履行方法などが一般の取引とは異なる特殊性を持つ取引。

¹⁵⁰⁷ 1372消費者相談センター

<https://www.ccn.go.kr/contents/view.ccn?gSiteCode=2&gMenuCode=119&nMenuCode=123>（2021年12月23日確認）

(イ) 執行対応における関係機関との連携¹⁵⁰⁸

消費者紛争調整委員会による紛争調整が成立した場合、事業者は決定内容を履行しなければならない。もし事業者が履行しない場合には「大法院規則」（第1768号）によって裁判所から執行文を付与してもらい強制執行することができる。

当事者の一方が消費者紛争調整委員会の調整決定を受け入れない場合、裁判所の訴訟手続きを通して解決することができる。事業者が拒否したため成立しなかった事件のうち、一定要件に当たる消費者（3,000万ウォン以下である少額事件審判の消費者、脆弱階層の消費者など）が韓国消費者院に訴訟支援を要請する場合、韓国消費者院の消費者訴訟支援審議委員会は審議を経て訴訟支援の可否を決める。

カ 最近のトピックス

(ア) 消費者行政の最近の動き

2021年12月27日に開催された「第8次消費者政策委員会」では6つの案件が審議・議決された¹⁵⁰⁹。

案件1は「2022年度消費者政策総合施行計画」の議決である。この総合施行計画の代表的な課題は、①個人で海外から直接購入した食品の検査及び安全性が保障されていない海外から購入した製品の管理のための実務協議体の運営、②体育・観光施設の安全点検及び二つ以上の異なる技術または品目が組み合わされた製品の安全基準の開発、③個人情報をも本人や自分が好むほかの事業者に送るように要求する権利など情報主体の個人情報自己決定権の強化、④児童・老人・多文化家族など社会的弱者に対する消費者教育の拡大、⑤オメガ3、空気清浄機などの消費者関心が高い品目に対する比較情報の提供などがある。

案件2は一般国民を対象とした課題公募、消費者団体の建議・研究などを通じて発掘した「消費者志向の制度改善に向けた課題」を審議し、各所管の中央行政機関に課題の移行を勧告したことである。主要内容は、①食品を模倣した日常的な生活空間で使われている化学製品の安全基準を設けること、②eラーニングコンテンツの情報提供の強化、③健康保険で受けられない診療に関する事前説明の義務の強化、④「韓国観光品質認証」¹⁵¹⁰の基準に消費者の不偏などを受付する手続き、紛争解決のための基準の適正性などの消費者関連項目を入れるなど観光客消費者の権益を増進することである。

¹⁵⁰⁸ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）<https://www.kca.go.kr/kca/sub.do?menukey=5041>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁰⁹ 韓国開発研究院（Korea Development Institute）経済情報センター
<https://eiec.kdi.re.kr/policy/materialView.do?num=221949&topic=L&pp=20&datecount=&recommend=&pg>
（2022年1月24日確認）

¹⁵¹⁰ 品質サービスが優れている宿泊野営場観光食堂などを認証する制度。

案件3は「消費者政策総合施行計画の推進実績の評価指針の改定」の議決である。

案件4は5G利用者の不便解消と利益を高めるための「5G移動通信利用者の利益を高める方案」の報告である。

案件5はCOVID-19発生以降の「デジタル消費生活の調査結果と今後の対応方案」の報告である。

最後の案件は、最近拡大しているESG（Environmental, social and corporate governance）経営が消費者政策の推進環境の主な変化要因となっていることから「公正取引委員会の消費者中心経営との連携の必要性」の報告である。

（2）消費者行政の推進に必要な体制等に関する事項（相談受付体制等）

ア．相談受付体制

（ア）消費生活相談を受け付ける体制

公正取引委員会は2010年から消費者紛争の「1372消費者相談センター」を運営している。「1372消費者相談センター」は全国単一番号（1372）で全国にある相談機関をネットワーク化して消費者相談サービスを迅速に提供し、相談情報を収集・管理できるシステムを備えている。「1372消費者相談センター」には10の消費者団体、韓国消費者院、16の広域自治体が参加している。そして韓国消費者院は「1372消費者相談センター」に参加している機関における相談業務の遂行のための電算、情報システムを支援している¹⁵¹¹。

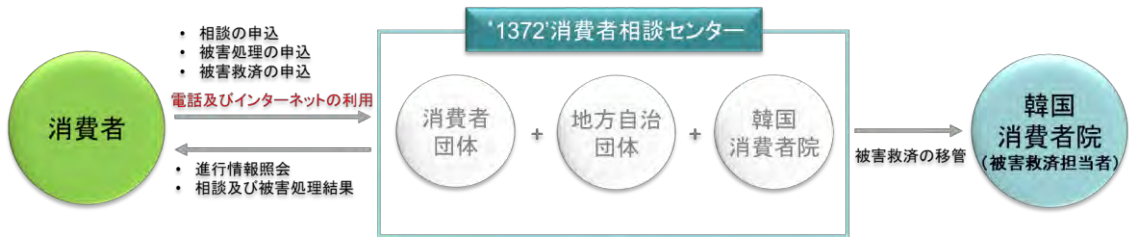
これは新たな別の消費者相談センターを構築しなくても、特定機関に集中する電話相談を効率的に分散できること、また24時間インターネット相談サービスの提供ができる長所がある。これらの相談事例はデータベース化され、消費者政策推進のための基礎資料として活用されている¹⁵¹²。

¹⁵¹¹ 公正取引委員会（Korea Fair Trade Commission）

https://ftc.go.kr/www/FtcNewsView.do?key=6&news_lg_div_gb=1&newstype=2&news_no=3695（2021年12月23日確認）

¹⁵¹² 韓国政策ブリーフィング<https://www.korea.kr/news/pressReleaseView.do?newsId=155416948>（2021年12月23日確認）

図6 韓国の消費者相談受付体制



出典：消費者相談センターホームページ¹⁵¹³

(イ) 相談窓口数

韓国消費者院は、消費者が便利に相談を申し込むことができるように電話相談（1372）、インターネット相談（<http://www.ccn.go.kr>）、訪問相談など多様な相談サービスチャンネルを運営している。電話相談は、消費者が希望する相談機関または相談できる近い地域の相談員に迅速に電話を回している。そして訪問相談は、韓国消費者院の本院またはソウル支院で消費者相談を行っている¹⁵¹⁴。

広域自治体が運営している消費生活センターは次のように16か所ある¹⁵¹⁵。

- 江原道消費生活センター¹⁵¹⁶
- 光州広域市消費生活センター¹⁵¹⁷
- 京畿道消費者情報センター¹⁵¹⁸
- 慶尚北道消費者保護センター¹⁵¹⁹
- 慶尚南道消費者保護センター¹⁵²⁰
- 大邱広域市消費生活センター¹⁵²¹
- 大田広域市消費生活センター¹⁵²²
- 釜山広域市消費生活センター¹⁵²³
- ソウル市電子商取引センター¹⁵²⁴
- 蔚山広域市消費者センター¹⁵²⁵

¹⁵¹³ 1372消費者相談センター

<https://www.ccn.go.kr/contents/view.ccn?gSiteCode=2&gMenuCode=119&nMenuCode=120>（2021年12月23日確認）

¹⁵¹⁴ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency） <https://www.kca.go.kr/odr/link/pg/pr/osPgReqCounsW.do>（2021年12月23日確認）

¹⁵¹⁵ 1372消費者相談センター

<https://www.ccn.go.kr/contents/view.ccn?gSiteCode=2&gMenuCode=119&nMenuCode=123>（2021年12月23日確認）

¹⁵¹⁶ <http://consumer.gwd.go.kr>

¹⁵¹⁷ <https://www.gwangju.go.kr/economy/contentsView.do?pageId=economy18>

¹⁵¹⁸ http://www.gg.go.kr/gg_info_center

¹⁵¹⁹ https://www.gb.go.kr/Main/open_contents/section/economy2020/page.do?mnu_uid=6228&LARGE_CODE=690&MEDIUM_CODE=40

¹⁵²⁰ http://www.gyeongnam.go.kr/index.gyeong?menuCd=DOM_000000110003000000

¹⁵²¹ <http://www.daegu.go.kr/sobi/index.do>

¹⁵²² <http://www.daejeon.go.kr/cons/index.do>

¹⁵²³ <http://www.busan.go.kr/economy/ahlifecenter01>

¹⁵²⁴ <https://ecc.seoul.go.kr>

¹⁵²⁵ <http://www.ulsan.go.kr/consumer/index>

- 仁川広域市消費生活センター¹⁵²⁶
- 全羅南道消費物価情報¹⁵²⁷
- 全羅北道消費生活センター¹⁵²⁸
- 忠清南道消費者保護センター¹⁵²⁹
- 忠清北道消費生活センター¹⁵³⁰
- 済州特別自治道消費生活センター¹⁵³¹

また消費者団体は次のように 11 の機関が「1372 消費者相談センター」に参加している¹⁵³²。

- 韓国消費者団体協議会¹⁵³³
- 緑色消費者連帯全国協議会¹⁵³⁴
- 韓国女性消費者連合¹⁵³⁵
- 消費者市民モイム¹⁵³⁶
- 消費者教育中央会¹⁵³⁷
- 韓国婦人会¹⁵³⁸
- 消費者公益ネットワーク¹⁵³⁹
- 韓国消費者教育院¹⁵⁴⁰
- 韓国消費者連盟¹⁵⁴¹
- 韓国 YMCA 全国連盟¹⁵⁴²
- 韓国 YWCA 連合会¹⁵⁴³

¹⁵²⁶ <http://consumer.incheon.go.kr>

¹⁵²⁷ <http://sobi.jeonnam.go.kr>

¹⁵²⁸ https://www.jeonbuk.go.kr/index.jeonbuk?menuCd=DOM_000000102006012000

¹⁵²⁹ <http://www.chungnam.go.kr/consumerMain.do>

¹⁵³⁰ <http://sobi.cb21.net/>

¹⁵³¹ <http://sobi.jeju.go.kr>

¹⁵³² 1372消費者相談センター

<https://www.ccn.go.kr/contents/view.ccn?gSiteCode=2&gMenuCode=119&nMenuCode=123> (2021年12月23日確認)

なお上記URLでは「1372消費者相談センター」への参加消費者団体数(=韓国消費者団体協議会加盟機関)を10としているが、韓国消費者団体協議会ウェブサイトではここに記載の11機関が紹介されている。

¹⁵³³ <http://www.consumer.or.kr/>

¹⁵³⁴ <http://www.gcn.or.kr/>

¹⁵³⁵ <http://www.jubuclub.or.kr/>

¹⁵³⁶ <http://www.cacpk.org/>

¹⁵³⁷ <http://www.ncce.or.kr/>

¹⁵³⁸ <http://www.womankorea.or.kr/>

¹⁵³⁹ <http://www.sobo112.or.kr/>

¹⁵⁴⁰ <http://consumeredu.org/>

¹⁵⁴¹ <http://www.cuk.or.kr/>

¹⁵⁴² <http://www.ymcakorea.kr/>

¹⁵⁴³ <http://www.ywca.or.kr/>

(ウ) 相談受付体制における、相談に対応する者の身分・所属

韓国消費者院の消費者専門相談員は1372運営チームに所属しており、韓国消費者院の最近5年間（2015年～2019年）の採用公告を見ると¹⁵⁴⁴、募集している専門相談員の身分は無期契約労働者または有期契約勤労者である。

広域自治体の消費生活センターは、消費生活センターの業務を総括しているセンター長（一般行政職公務員）、センター担当者である任期付き公務員、相談を支援する派遣勤労者、市・道による無期契約労働者などで構成されている。相談を支援する派遣勤労者は消費者団体から派遣された専門相談員であり、公正取引委員会から人件費の支援を受けている¹⁵⁴⁵。

(エ) 利用料

「1372 消費者相談センター」の利用料はなく、電話の場合、通話料金は発信者が負担している¹⁵⁴⁶。

(オ) 相談対応者の人員体制・資格等

消費者が消費者相談センターの代表番号（1372）に電話をかけると、消費者の相談内容によって韓国消費者院（32回線）、消費者団体（181回線）、16の広域自治体（33回線）のうち対応できるところにつながる¹⁵⁴⁷。2014年韓国消費者院の報道資料によると¹⁵⁴⁸、240名の相談員（韓国消費者院27名、消費者団体182名、16の広域自治体31名）がリアルタイムで相談及び被害処理を行っている。

韓国では消費者権益保護の重要性がますます増大してきており、民間消費者団体の増加と活性化によって企業などの様々な機関は消費者の不満を解消できる専門的な能力と資格を持った専門家の拡充を要求している。このため、2002年から「消費者相談専門士」という国家技術資格制度を運営している。消費者専門相談士には1級・2級の2種類がある。消費者専門相談士2級（Consumer Adviser Junior）の資格要件はない。しかし消費者専門相談士1級（Consumer Adviser Senior）

¹⁵⁴⁴ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）<https://www.kca.go.kr/kca/sub.do?menukey=5113&mode=list>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁴⁵ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）2018/12 『2018地域消費者行政分析及び課題研究』
<https://www.kca.go.kr/home/sub.do?menukey=6101&mode=view&no=1002780974&page=4>（2022年2月10日確認）

¹⁵⁴⁶ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）<https://www.kca.go.kr/odr/link/pg/pr/osPgReqCounsW.do>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁴⁷ edaily 2021/12/27
<https://www.edaily.co.kr/news/read?newsId=03565366629212592&mediaCodeNo=257&ref=bm>（2021年12月27日確認）

¹⁵⁴⁸ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）2014/4/7 『2014年2月消費者相談動向』
<https://www.kca.go.kr/home/sub.do?menukey=4002&mode=view&no=1001517587>（2021年12月23日確認）

の場合には、消費者専門相談士 2 級の取得後、当該分野で 3 年以上または大学卒業で 3 年以上または消費者相談関連 5 年以上の実務経験が必要である¹⁵⁴⁹。

相談員については、事業者及び事業者団体が、消費者の不満又は被害の相談のために国家技術資格法に基づいて関連資格を持っている者などの専門職員を雇用配置するように積極的に努力しなければならないと定めた消費者基本法第 53 条第 2 項により、消費者専門相談士 1 級又は消費者専門相談士 2 級の国家技術資格証を持つ者を優遇して雇用している¹⁵⁵⁰。

(カ) 受付内容・受付範囲

1372 消費者相談センターの相談分野は大きく一般分野と専門分野に分かれている。一般分野の相談は消費者団体と広域自治体が、専門分野の相談は大体韓国消費者院が対応している。

相談分野によって対応している相談機関は次のとおりである¹⁵⁵¹。

¹⁵⁴⁹ 韓国放送通信大学校 <https://www.knou.ac.kr/he/4864/subview.do?epTicket=LOG> (2021年12月23日確認)

¹⁵⁵⁰ 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=113217#0000> (2021年12月23日確認)

¹⁵⁵¹ 韓国消費者院 (Korea Consumer Agency)
<http://www.ccn.go.kr/board2/board.ccn?gSiteCode=2&nMenuCode=45&gMenuCode=2&boardCode=216&page=1&mode=view&boardSeq=1434404> (2021年12月23日確認)

表1 1372 消費者相談センターの分野別相談機関

相談分野		相談機関
一般 (衣類、スマートフォン、 移動電話サービス、 旅行など専門分野以外の 全ての相談)	消費者団体	緑色消費者連帯全国協議会
		消費者公益ネットワーク
		消費者教育中央会
		消費者市民モイム ⁷³
		韓国 YMCA 全国連盟
		韓国 YMCA 連合会
		韓国婦人会
		韓国消費者教育院
		韓国消費者連盟
		韓国女性消費者連合
	地方自治団体	江原道庁
		光州広域市庁
		京畿道庁
		慶尚北道庁
		慶尚南道庁
		大邱広域市庁
		大田広域市庁
		釜山広域市庁
		ソウル特別市庁
		蔚山広域市庁
		仁川広域市庁
		全羅南道庁
		全羅北道庁
忠清南道庁		
忠清北道庁		
済州特別自治道庁		
専門分野	自動車	韓国消費者院
		韓国消費者連盟
		緑色消費者連帯全国協議会
	病院・医療 金融・保険	韓国消費者院
		韓国消費者院
		韓国消費者連盟
		緑色消費者連帯全国協議会

出典：消費者相談センターホームページ¹⁵⁵²

(キ) 受付情報の集約・分析の方法

公正取引委員会は2010年から「1372 消費者相談センター」を運営しており、この「1372 消費者相談センター」は全国に所在している相談機関をネットワーク化して迅速な消費者相談サービスの提供及び相談情報の収集・管理する人的・物的システムである。相談情報は対象品目（大分類／小分類）、不満類型（品質／契約／取引条件／制度）、消費者（性別／年代／地域）、購買経路（一般／電

¹⁵⁵² 1372消費者相談センター

<http://www.ccn.go.kr/board2/board.ccn?gSiteCode=2&nMenuCode=45&gMenuCode=2&boardCode=216&page=1&mode=view&boardSeq=1434404>（2021年12月23日確認）

子取引／ホームショッピング／訪問販売／電話勧誘販売）、マーケティング（広報館¹⁵⁵³／会員権／身分詐称／当選詐欺）などで分類し、入力する過程でデータ化されている¹⁵⁵⁴。

韓国消費者院と韓国消費者団体協議会は「1372 消費者相談センター」で受付された消費者相談情報を韓国消費者院のビッグデータシステムを活用して分析し、その結果を毎月公表している。公表内容は月別相談件数、年齢代別相談件数、増加率が高い上位品目、相談件数が多い上位品目、相談理由及び販売方法などである¹⁵⁵⁵。

（ク）個別相談に関する事業者との斡旋、関連法等

韓国消費者院は「1372 消費者相談センター」の専門相談員を通しても問題が解決されない場合、消費者と事業者の間に入り、それぞれの主張を確認し調整する被害救済・紛争調整サービスを提供している。

専門相談員との相談を通しても問題が解決されない場合、被害を受けた消費者は韓国消費者院の被害救済（合意勧告）を申し込むことができる（消費者基本法第 55 条）。被害救済とは消費者が事業者に提供してもらった財貨またはサービスを利用する過程で受けた不利益や被害の緩和または解決を助けるために法律により合意を勧告する制度である。韓国消費者院は被害救済を受け付けると消費者の主張と事業者の釈明に基づいて試験検査・現場調査などを通じて事実調査を行う。この結果を基にして関連法律や規定によって両当事者に合意を勧告する。受け付けた被害救済は一般的に 30 日以内に処理される¹⁵⁵⁶。

被害救済で合意に至らず、消費者と事業者が希望する場合、紛争調整の手続きがある（消費者基本法第 65 条）。韓国消費者院が消費者紛争調整委員会に直接申し込み、関連資料も全て渡す。紛争調整に法的強制力はないが費用負担なく迅速に解決できる長所がある。普通 5～9 名の委員たちが合意を経て調整決定を下すが、必要な場合、両当事者が参席して意見を陳述する場合もある。15 日以内に両当事者が書面で拒否意思を示さないと紛争調整は終わり、調整決定は裁判上の和解と同一の効力を持つようになる。もし調整が成立しないと消費者は訴訟などの方法を通して解決しなければならない。ただし、現在の被害救済、紛争調整は事業者がこれを受け入れる場合にのみ可能である。事業者が受け入れ

¹⁵⁵³ 高齢者などを対象に商品を紹介したり販売したりする場所。

¹⁵⁵⁴ 韓国開発研究院（Korea Development Institute）経済情報センター 2018/5/18

<https://eiec.kdi.re.kr/policy/materialView.do?num=176956>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁵⁵ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）2021/12/17 『コート、ジャンパー、パディングなどの冬季用衣類相談の前月比増加率が高い』 報道資料

<https://www.kca.go.kr/home/sub.do?menukey=4002&mode=view&no=1003240837>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁵⁶ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）<http://www.kca.go.kr/odr/link/pg/pr/osPgStpSobiGuidW.do>（2021年12月23日確認）

ないと、事業者の過失が立証されても消費者が補償を受ける方法は訴訟しかない¹⁵⁵⁷。

(ケ) 相談受付担当者に対する公的支援

公正取引委員会は消費者団体から広域自治体の消費生活センターに派遣されている専門相談員の人件費を支援している（消費者基本法施行令第5条）¹⁵⁵⁸。

そして韓国消費者団体協議会は1372消費者相談センターの相談担当者を対象にした教育及び試験などを毎年数回行っている¹⁵⁵⁹。

(コ) 関連統計

最近3年間（2018年～2020年）の「1372消費者相談センター」の消費者相談動向を見ると¹⁵⁶⁰、2020年の消費者相談件数は709,714件となり、2018年と比べ82,694件減少した。

表2 最近3年間（2018年～2020年）の消費者相談件数

（単位：件）

区分	2018年	2019年	2020年
相談件数	792,408	725,208	709,714

出典：再加工（年別消費者ビッグデータトレンド¹⁵⁶¹参照）

また消費者相談が多かった主要上位品目を見ると、2018年には第1位が衣類、第2位が移動電話サービス、第3位がスマートフォンであり、2019年には第1位が衣類、第2位が携帯電話サービス、第3位がフィットネスクラブであり、2020年には第1位が衣類、第2位がフィットネスクラブ、第3位が移動電話サービスであ

¹⁵⁵⁷ 韓国消費者院（Korea Consumer Agency）<http://www.kca.go.kr/odr/link/bj/br/osBjReqInfoW.do>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁵⁸ 国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?efYd=20210325&lsiSeq=230553#0000>（2021年12月23日確認）

¹⁵⁵⁹ 韓国消費者団体協議会（Korea National Council of Consumer Organization）http://www.consumer.or.kr/DR1001/FN1003DS_2019.php

¹⁵⁶⁰ 1372消費者相談センター
<https://www.ccn.go.kr/board2/board.ccn?mode=list&boardCode=3034&gSiteCode=2&gMenuCode=2&nMenuCode=15>（2022年1月24日確認）

¹⁵⁶¹ 2018年：
<https://www.ccn.go.kr/board2/board.ccn?gSiteCode=2&nMenuCode=15&gMenuCode=2&boardCode=3034&page=3&mode=view&boardSeq=2197418>

2019年、2020年：
<https://www.ccn.go.kr/board2/board.ccn?gSiteCode=2&nMenuCode=15&gMenuCode=2&boardCode=3034&page=2&mode=view&boardSeq=2351418>
（2022年3月8日確認）

る。各年別に消費者相談件数が最も多かった品目は衣類であった。

表3 消費者相談が多かった年別主要上位品目

(単位：件)

区分	2018年	2019年	2020年
衣類	37,397	35,799	29,577
フィットネスクラブ	17,173	20,190	25,962
携帯電話サービス	22,122	21,748	21,747
航空旅客サービス	11,275	9,153	16,718
投資諮問（コンサルティング）	9,844	13,181	16,491
海外旅行	13,088	10,775	14,895
浄水器レンタル	11,367	12,339	13,598
スマートフォン	18,092	14,396	12,870

出典：再加工（年別消費者ビッグデータトレンド参照）

最近3年間（2018年～2020年）の消費者相談内容の類型を見ると、品質・ASが606,466件で最も多かった。その次に多かったのは契約解除・違約金（447,617件）であった。

表4 最近3年間（2018年～2020年）の消費者相談内容の類型別件数

(単位：件)

区分	2018年	2019年	2020年	合計	
契約関連	品質・アフターサービス	218,453	210,408	177,605	606,466
	契約不履行	153,670	105,614	105,679	364,963
	契約解除・違約金	110,951	151,278	185,388	447,617
	契約の申請取消し	64,190	74,106	65,937	204,233
	無能力者の契約	547	-	-	547
取引条件 関連	価格・料金	28,508	21,428	19,766	69,702
	表示・広告及び約款など	23,577	31,425	28,289	83,291
安全問題	24,808	13,256	8,962	47,026	
不当行為	49,824	38,785	39,350	127,959	
その他	117,880	78,908	78,738	275,526	

出典：再加工（年別消費者ビッグデータトレンド参照）

最近3年間（2018年～2020年）に受付された消費者相談に対する処理結果を見ると、最も多かったのは相談・情報提供（1,706,233件）であり、その次に多かったのは被害処理（387,300件）であった。

表5 最近3年間（2018年～2020年）に受付された消費者相談に対する処理結果

（単位：件）

区分	2018年	2019年	2020年	合計
相談・情報提供	626,333	554,790	525,100	1,706,233
被害処理（消費者団体、自治体）	120,660	126,358	140,282	387,300
被害救済・紛争調整 （韓国消費者院）	45,339	44,005	44,319	133,663
処理中	113	55	13	181

出典：再加工（年別消費者ビッグデータトレンド参照）

イ. 商品検査機関

（ア）実施機関数・機関名

消費者基本法施行令第22条第2項によると、大統領令が定める試験・検査機関は、次のいずれかに相当する試験検査機関である。

- ・ 国公立検査機関
- ・ 韓国消費者院
- ・ 「国家標準基本法施行令」第16条に基づき、関連中央行政機関の長が試験・検査を行う能力があると認められる試験・検査機関
- ・ その他中央行政機関の長が関係法令に基づいて指定した試験・検査機関

このように商品の試験・検査は分野によって各関連機関が試験・検査機関を指定して行われている。いくつかの商品分野で指定されている公的機関または大学などの研究機関の指定現況は次のとおりである。

2022年1月12日現在、食品の試験・検査機関は17か所が指定されており、このうち、公的機関または大学などの研究機関は3か所ある。また畜産物の試験・検査機関は54か所が指定されており、このうち、公的機関または大学などの研究機関は8か所ある。

表6 食品及び畜産物における試験・検査機関（公的機関または研究機関）の指定現況

区分	機関名	試験・検査項目
食品	韓国基礎科学支援研究院 ソウルセンター	ダイオキシン
	朝鮮大学産学協力団	放射能
	済州大学原子力科学技術研究所	放射能
畜産物	韓国食品安全管理認証院	理化学（中金属除く）、微生物、残留農薬、残留動物用医薬品
	啓明大学伝統微生物資源開発及び産業化研究センター	理化学、微生物
	水源女子大学食品分析センター	理化学、微生物、残留農薬（食用卵に限る）、残留動物用医薬品（食用卵に限る）
	中部大学産学協力団	理化学、微生物
	釜慶大学食品分析センター	理化学、微生物
	済州大学生命科学技術革新センター	理化学、微生物
	韓瑞大学産学協力団	理化学、微生物
	大田大学産学協力団	理化学

出典：再加工（試験・検査機関指定現況参照）¹⁵⁶²

ウ．外部関係機関との連携

（ア）消費者団体、NPO 団体等外部関係者との関係

10の消費者団体は公正取引委員会が運営している「1372 消費者相談センター」に参加して消費者相談を行っている。また地方自治体の要請があると、専門相談員を派遣している。この場合、公正取引委員会は派遣した専門相談員の人件費を支援する。

（イ）海外の消費者行政機関との関係

消費者政策分野の国際協力業務は公正取引委員会の消費者政策局の消費者政策課が担当している。消費者政策課は各国の消費者政策の推進経験を共有し、協力を強化するために「日中韓消費者政策協議会」を2004年から隔年ベースで開催している。2021年12月6日に「第9回日中韓消費者政策協議会」が開催され

¹⁵⁶² 食品医薬品安全処（Ministry of Food and Drug Safety）

https://www.mfds.go.kr/brd/m_627/view.do?seq=32918&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&multi_itm_seq=0&company_cd=&company_nm=&page=1（2022年1月24日確認）

た¹⁵⁶³。またアジア各国における最新の消費者政策の 이슈を共有し、国家間協力案を図るために「アジア消費者政策フォーラム」を2007年から隔年ベースで開催している。2021年9月28日に「第8回アジア消費者政策フォーラム」が開催され、12か国・地域（ベトナム、マレーシア、フィリピン、モンゴル、シンガポール、香港、タイ、日本、豪州、台湾、米国、韓国）の消費者政策当局が参加した¹⁵⁶⁴。

¹⁵⁶³ 公正取引委員会（Korea Fair Trade Commission）

https://www.ftc.go.kr/www/selectReportUserView.do?key=10&rptype=1&report_data_no=9364(2022年1月24日確認)

¹⁵⁶⁴ 韓国開発研究院（Korea Development Institute）経済情報センター

<https://eiec.kdi.re.kr/policy/materialView.do?num=218527&topic=P&pp=20&datecount=&recommend=&pg=>
(2022年1月24日確認)